

東遊園地再整備事業アドバイザーボード開催要綱

令和元年 10 月 18 日
建設局長決定

(趣旨)

第 1 条 東遊園地再整備事業を進めるにあたり、「公園の施設内容」と「にぎわい拠点施設の事業内容」がうまく調和した基本設計を作成し、魅力ある東遊園地の管理運営につなげることを目的に、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見を求めるため、東遊園地再整備事業アドバイザーボード（以下「アドバイザーボード」という）を開催する。

(委員)

第 2 条 アドバイザーボードに参加する委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験を有するもの
- (2) 市民代表
- (3) 前 2 号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認めるもの

(任期)

第 3 条 委員の任期は、委嘱の日から令和 2 年 4 月 30 日までとする。

2 委員は、再任されることができる。

(解職)

第 4 条 市長は、委員が次の各号のいずれかに該当するときは、委嘱を解くものとする。

- (1) 本人からの辞退の申し出があったとき
- (2) 病気その他の理由により職務の遂行ができなくなったとき
- (3) その他市長が解職する必要があると認めたとき

(アドバイザーボードの進行)

第 5 条 アドバイザーボードの進行は、建設局公園部整備課長がつかさどる。

(アドバイザーボードの公開)

第 6 条 アドバイザーボードは、これを公開とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合で、建設局長が公開しないと決めたときは、この限りでない。

- (1) 神戸市情報公開条例（平成 13 年神戸市条例第 29 号）第 10 条各号に該当すると認められる情報について意見交換を行う場合
- (2) アドバイザーボードを公開することにより公正かつ円滑なアドバイザーボードの進行が著しく損なわれると認められる場合。

2 アドバイザーボードの傍聴については、神戸市有識者会議傍聴要綱（平成 25 年 3 月 27 日市長決定）を適用する。

(庶務)

第 7 条 アドバイザーボードに関する事務は、建設局公園部整備課において処理する。

(施行細目の委任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、アドバイザーボードの開催に必要な事項は、建設局公園部担当局長が定める。

附 則（令和元年 10 月 18 日決裁）

(施行期日)

1 この要綱は、令和元年 10 月 18 日より施行する。